

千葉市公告第 3 9 9 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

令和 4 年 5 月 1 8 日

千葉市長 神 谷 俊 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 西友都賀店

所在地 千葉市若葉区西都賀二丁目 2 番 2 号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社西友

代表者の氏名 代表取締役 大久保 恒夫

住 所 東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 合同会社西友

代表者の氏名 職務執行者 大久保 恒夫

住 所 東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号

(変更後) 名 称 株式会社西友

代表者の氏名 代表取締役 大久保 恒夫

住 所 東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者		住 所
氏名 (名称)	代表者	
合同会社西友	職務執行者 大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号

(変更後)

小売業者		住 所
氏名 (名称)	代表者	
株式会社西友	代表取締役 大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号

4 変更の年月日

令和 4 年 1 月 6 日

5 変更の理由

設置者及び小売業者の商号変更等のため

6 届出の年月日

令和4年5月10日

7 縦覧場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市経済農政局経済部産業支援課

8 縦覧期間及び時間

(1) 縦覧期間

令和4年5月18日から令和4年9月20日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 時間

午前9時から午後5時15分まで